

ひとり暮らしの方に

「緊急通報装置」を設置します

阪南市健康福祉部介護保険課

●内容

急な体調不良や家庭内での事故など「もしも」のときに、専用機器のボタンを押すだけで、24時間いつでも相談センターにつながり、必要に応じて救急車の手配やご自宅への駆けつけを行うサービス。

●対象者

以下の項目【すべて】に☑該当する方

- 阪南市に住所がある
- 65歳以上でひとり暮らし
- 介護保険の 要介護 または 要支援 の認定を受けている
もしくは、身体障害者手帳 1級 または 2級 の交付を受けている
- 緊急時にご自宅へ駆けつけてくれる 協力員 が原則 2名（最低 1名）いる

※有料老人ホーム、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅などにお住まいの方は対象となりません

●費用

月額：979円（税込）

市民税非課税世帯の方は無料です

※課税状況は毎年7月に確認させていただきます。

●申請の流れ

①介護保険課窓口またはお電話でお問合せ

（世帯状況、課税状況、要介護（要支援）認定状況などを確認します）

②介護保険課から委託を受けた地域包括支援センターより電話連絡

（ご自宅を訪問する日程の相談をします）

③地域包括支援センターのコミュニティソーシャルワーカーが自宅訪問実施

（生活の様子を聞き、民生委員にも設置の意見を聞き、申請書を作成します）

④地域包括支援センターが介護保険課に申請書提出

⑤介護保険課にて適否を審査し、支給決定（却下）を郵送で通知

⑥介護保険課が委託したセキュリティ会社より電話連絡した後、機器の取り付け

（取り付けの日程相談後、専門スタッフがご自宅に機器を取り付けます）

●「もしも」のときの流れ



① ボタンを押す

ご気分が悪くなった時など、機器のボタンを押してください。



② センターにつながる

24 時間対応のセンターにつながり、スピーカー越しに担当者がお声がけします。
(電話回線がない方は、携帯型の機器を使用します)



③ 状況の確認・通報

応答がない場合や、緊急事態と判断した場合は、
センターから消防署(119番)や警察(110番)へ通報します。



④ ご自宅へ駆けつけ

まずは、センターから協力員に連絡し、協力員がご自宅へ駆けつけます。
状況によって、セキュリティ会社の職員または救急隊がご自宅へ駆けつけます。



⑤ 緊急連絡先と協力員へのお知らせ

救急車で搬送された場合などは、必ず緊急連絡先と協力員の方へご連絡します。

【知っておいていただきたいこと】

- 定期的な「お電話での安否確認」があります
体調の変化などをお伺いするため、セキュリティ会社から3ヶ月に1回程度、確認のお電話をさせていただきます。
- 「鍵の預かり」をおすすめしています
緊急時にドアに鍵がかかっており、やむを得ず窓ガラス等を割って入室した場合、修理費用は自己負担となります。ご希望により、事前にセキュリティ会社へご自宅の鍵を預けることができますのでご検討ください。

【こんな時は、必ず介護保険課へご連絡ください】

以下の場合には手続き(変更や機器の返却)が必要です。
※ご連絡がない場合、市が負担した費用を返還していただくことがあります。

- お引越しをしたとき(市内・市外問わず)
- 病院への長期入院、または施設等へ入所したとき
- ご家族などと同居することになり、ひとり暮らしではなくなったとき
- 要介護(要支援)の認定から外れたとき
- お名前や緊急連絡先など、登録内容に変更があったとき
- ご利用者がお亡くなりになったとき

問い合わせ先：阪南市健康福祉部介護保険課

〒599-0292 阪南市尾崎町 35-1

TEL 072-489-4526 FAX 072-473-3504

E-MAIL kaigo@city.hannan.lg.jp